

令和 7 年度八戸市結核予防事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、結核の発生を予防し、そのまん延を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 53 条の 2 第 1 項の規定に基づいて市内の学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断の実施に要する経費について、法第 60 条第 1 項の規定に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年 12 月 28 日政令第 420 号。）第 12 条第 1 項第 2 号に規定された大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が 1 年未満のものを除く。）で、国、都道府県及び市町村の設置する学校でないものをいう。
- (2) 施設 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号に規定する施設で、国、都道府県及び市区町村が設置する施設でないものをいう。
- (3) 健康診断 法第 53 条の 2 第 1 項の規定により実施する定期の健康診断をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、市内の学校又は施設の設置者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去 3 年度において、納付すべき法人市民税及び固定資産税の滞納がある学校又は施設の設置者は補助金の交付の対象者としない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市内の学校の設置者が、当該年度に入学した学生又は生徒に対して行う定期の健康診断に要する経費。

(2)市内の施設の設置者が、施設に入所している者であって65歳以上若しくは当該年度中に65歳になる者に対して行う定期の健康診断に要する経費。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に規定する算定基準額又は健康診断に要する経費（寄附金その他の収入があるときは、その収入額を控除した額）のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 補助金申請額内訳書（別記第3号様式）

(3) 収支予算書(別記第4号様式)

(4) 納税証明書又は市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第5号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請の受付期間は、令和7年4月1日から令和7年8月31日までとする。ただし、9月1日から翌年3月31日までの間に新たに設置された市内の学校又は施設の設置者が交付申請を行う場合その他市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 規則第5条による通知は、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(変更等の届出)

第8条 規則第7条の規定により、補助事業の内容等の変更の承認を受けようとする者は、変更承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更等を承認したときは、変更承認書（別記第8号様式）により通知するものとする。

3 変更申請は、令和7年11月末日までに行うものとする。ただし、9月1日から翌年3月31日までの間に新たに設置された市内の学校又は施設の設置者が変更申請を行う場合その他市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(取下期日)

第 9 条 規則第 6 条第 1 項の規定により、市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して 30 日とする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 9 号様式のとおりとし、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第 2 号様式）
- (2) 補助金精算額内訳書（別記第 3 号様式）
- (3) 収支精算書（別記第 4 号様式）
- (4) 健康診断に要した費用の請求書・領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(確定)

第 11 条 規則第 13 条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第 10 号様式）により行うものとする。

(交付時期)

第 12 条 補助金は、その額を確定した後、補助金請求書(別記第 11 号様式)による補助事業者からの請求に基づき交付する。

(関係書類の備え付け)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにするため、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する一切の書類等を事業完了の翌年から 5 年間備え付けておかなければならないものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(実施期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 5 条関係）

算定 基準額	次に掲げる額の合計額 (1) 4 5 4 円 × 医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数 (2) 4 7 8 円 × 医療機関で 7 0 mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 (3) 5 0 6 円 × 医療機関で 1 0 0 mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 (4) 1 , 7 6 7 円 × 医療機関で直接撮影を受けた者の延数
-----------	---

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

補助金交付申請書

名称 八戸市結核予防事業費補助金
期間 年 月 日から 年 月 日まで
補助金交付申請額 金 円
添付書類 1 事業計画書（別記第 2 号様式） 2 補助金申請額内訳書（別記第 3 号様式） 3 収支予算書（別記第 4 号様式） 4 納税証明書又は市税の納付状況を公簿等により確認することに 同意する文書（別記第 5 号様式） 5 その他市長が必要と認める書類
申請 年 月 日 (あて先) 八 戸 市 長 申請者 住 所 名 称 代表者職氏名

別記第 2 号様式（第 6 条、第 10 条関係）

事業計画書・実績書

（単位 人、円）

区分	対象人員	受診人員	間接撮影			直接撮影	備考
			レンズ カメラ	ミラーカメラ			
				70mm	100mm		
高等学校以上の 生徒及び学生							
その他							
計(①)							
補助基準単価 (②)			@ 454	@ 478	@ 506	@ 1,767	
補助基準額 (①×②)							
事業開始年月日	年 月 日		事業完了（予定）年月日			年 月 日	

別記第 3 号様式（第 6 条、第 10 条関係）

補助金申請額・精算額内訳書

(単位：円)

区 分	総 事 業 費 A	寄 附 金 そ の 他 の 収 入 額 B	差 引 額 (A - B) C	補 助 基 準 額 D	補 助 基 本 額 E	補 助 金 所 要 額 F
間 接 撮 影 費						
直 接 撮 影 費						
合 計						

注 1 E 欄には、C 欄の合計金額及び D 欄の合計金額を比較していずれか少ない方の金額を記入すること。

2 F 欄には、E 欄の金額に 3 分の 2 を乗じて得た金額を記入すること (1 円未満切捨て)。

別記第 4 号様式（第 6 条、第 10 条関係）

収支予算・精算書

収入の部

科 目	予 算 額	(収入済額)	(差引増減額)	備 考
	円	円	円	
合 計				

支出の部

科 目	予 算 額	(支出済額)	(差引増減額)	備 考
	円	円	円	
合 計				

別記第 5 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

同 意 書

（あて先）八戸市長

申請者 住所 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

私は、八戸市結核予防補助金の申請に当たり、次の税目について、滞納していない旨証明するため、私の納税状況を確認することに同意します。

■ 法人市民税

■ 固定資産税

別記第6号様式（第7条関係）

八 保 予 第 号
年 月 日

様

八戸市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった八戸市結核予防事業費補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1. 補助金額 金 円

2. 条件

- (1) この補助金は、結核予防事業以外に使用しないこと。
- (2) この事業を中止又は廃止し、あるいはこの事業内容を変更するときは、あらかじめ、その承認を受けること。
(ただし、健康診断の期間又は対象人員の変更は除く)
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがないときは、速やかに報告し、指示を受けること。

別記第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

届出者 住 所
名 称
代表者職氏名

変更等承認申請書

年 月 日付け八保予第 号で補助金交付決定通知のあった八戸市結核予防事業費補助金に係る事業の内容について、次のとおり変更したいので、承認願います。

1. 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2. 変更理由：

別記第8号様式（第8条関係）

八保予第 号
年 月 日

様

八戸市長

変更承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった八戸市結核予防補助金について、下記のとおり承認します。

記

変更内容

別記第 9 号様式（第 10 条関係）

実 績 報 告 書

名称 八戸市結核予防事業費補助金
決定通知 年 月 日 八保予第 号
添付書類 1 事業実績書（別記第 2 号様式） 2 補助金精算額内訳書（別記第 3 号様式） 3 収支精算書（別記第 4 号様式） 4 健康診断に要した費用の請求書・領収書の写し 5 その他市長が必要と認める書類
報告 年 月 日 (あて先) 八 戸 市 長 報告者 住 所 名 称 代表者職氏名

別記第 10 号様式（第 11 条関係）

八 保 予 第 号
年 月 日

様

八戸市長

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった八戸市結核予防事業費補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第 13 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1. 交付決定補助金額	金	円
2. 確定補助金額	金	円
3. 交付済補助金額	金	円
4. 未交付額	金	円

別記第 11 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

請求者 住 所
名 称
代表者職氏名

補 助 金 請 求 書

年 月 日付け八保予第 号で確定通知のあった八戸市結核
予防事業費補助金について、次のとおり請求いたします。

請求額 金 _____ 円

	役職（所属）	氏名	電話番号
発行責任者			
担 当 者			